



災害支援ナース派遣に関する 沖縄県との協定締結に ご協力ください！

災害支援ナースとは

- 災害支援ナースは被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことです。
- これまで、東日本大震災や能登半島地震など多くの活動実績があります。

仕組みが変わりました

- これまでの災害支援ナースの活動実績が評価され、令和6年4月から法令等に基づく仕組みになり、DMAT等と同様に医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられました。
- また、都道府県と医療機関等の協定に基づく業務と位置づけ、応援派遣に係る経費を公的に負担することになりました。

災害支援ナースの仕組みの主な変更点

	これまで（～令和6年3月）	新（令和6年4月～）
法令等の根拠	—	改正医療法・改正感染症法（令和6年4月施行）
派遣の対象	自然災害	自然災害・新興感染症
養成・登録	養成：都道府県看護協会・日本看護協会 登録：都道府県看護協会	国
派遣形態	個人により異なる ・休暇を取得 ・業務（出張）扱い 等	原則として派遣元の医療機関の職員として看護業務に従事する（業務扱い）
派遣要請	各県共通の派遣要請ルートはなし	都道府県の派遣要請に基づく （県内調整で対応できない場合は国が全国応援派遣調整を実施）
経費	近隣支援・広域支援の場合は、交通費・宿泊費の実費及び日当を日本看護協会が負担 （それ以外は都道府県看護協会の負担）	公的に負担 （協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁する）

出典：日本看護協会ホームページ

被災地等への派遣までの流れ

- 災害支援ナースを目指す看護職員のみなさまが養成研修を修了し、その後、所属する医療機関等と沖縄県において災害支援ナースの派遣に関する協定を締結後、被災地等へ派遣されます。



本件に関するお問い合わせ先
沖縄県保健医療介護部 保健医療総務課
TEL：098-866-2169

ホームページはこちらから

沖縄県 災害支援ナース

検索

